

堺市監査委員公表第31号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤		由

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市教育文化センター)	
監査実施期間	令和5年11月1日 ~ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 教育センター 企画相談課 指定管理者：JTB コミュニケーションデザイングループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 事業報告書の収支実績報告において、以下のものがあつた。</p> <p>ア 駐車場料金の収入額について、収支実績報告では1,161万4,300円と記載しているが、その内訳を示す利用料金等収入に関する報告では1,162万7,800円となつていた。</p> <p>イ 収支実績報告に記載の予算額について、年度事業計画書に記載する予算額と異なる金額を記載していた。</p>	<p>アについては、収支実績報告が、イについては、年度事業計画書が誤つていました。</p> <p>御指摘を受け、該当箇所を修正し令和6年2月8日付けで市に提出しました。</p> <p>現在は本社営業担当者と現場責任者(館長)の2名体制としておりますが、今後は本社部門にもう1名サブ担当者を配置し、3名のチェック体制へ強化し再発を防止します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に該当箇所を修正するよう指示し、令和6年2月8日付けで再提出を受けました。</p> <p>今後は、御指摘の部分を含めた関連項目の突合作業を複数人で実施し、再発を防止します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>企画相談課</p>
<p>(2) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に自主事業の実施・収支状況の報告として、実施事業ごとの収支結果等を記載することとされているところ、自主事業報告</p>	<p>御指摘を受け、記載漏れ及び記載誤りの該当箇所を修正し令和6年2月8日付けで市に提出しました。</p> <p>現在は本社営業担当者と現</p>	<p>指定管理者</p>

<p>書・決算書において、以下の誤りがあった。</p> <p>また、市は、指定管理者への確認を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施しているにもかかわらず、収入・支出項目の全てに金額の記載のないものがあった。 ・ 積算内容欄に記載があるにもかかわらず、金額の記載のないものがあった。 ・ 金額を誤って記載しているものがあった。 	<p>場責任者（館長）の 2 名体制としておりますが、今後は本社部門にもう 1 名サブ担当者を配置し、3 名のチェック体制へ強化し再発を防止します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に該当箇所を修正するよう指示し、令和 6 年 2 月 8 日付けで再提出を受けました。</p> <p>今後は、事業内容をふまえた報告書となっているか内容をよく確認し、疑義があるものについては決算額の根拠となる資料を複数人で確認し、再発を防止します。</p>	<p>企画相談課</p>
<p>(3) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金等収入に関する報告として、施設全体の利用者数、料金区分、減免等の実績を記載することとされている。</p> <p>しかし、市内の学校が学校教育活動として利用した場合などの減免の実績（件数・金額）を記載していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、各減免件数及び金額を追記し、令和 6 年 2 月 8 日付けで市に提出しました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づく報告事項を再確認することで、事業報告書の記載事項に遺漏がないよう徹底し、再発を防止します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に各減免件数及び金額を追記するよう指示し、令和 6 年 2 月 8 日付けで提出を受けました。</p> <p>今後は、基本協定書に照らし、事業報告書の記載事項に遺漏がないか確認し、再発を防止します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>企画相談課</p>